

振り込め詐欺対策をお考えの方



特殊詐欺対策電話機等の購入・設置費用の 補助金申請受付中

最大
1万円

「犯人と話をしないこと」が
騙されないために最も有効な対策です。

令和3年度に愛媛県内の特殊詐欺被害額は**2億4000万円**でした。振り込め詐欺などの特殊詐欺の手口は、悪質で巧妙化しています。新居浜市では、詐欺被害を未然に防止するのに効果的な「特殊詐欺対策電話機等」を設置する場合の費用の一部を最大1万円分補助します。



特殊詐欺対策電話機等があると 安心・安全



特殊詐欺対策電話機とは不審な電話に対して自動で警告・録音機能などがある電話機のことです。またNTT西日本による特殊詐欺対策サービスがあります。犯人と話す機会をなくすことで、詐欺被害防止に繋がります。機種によって機能は異なりますが、以下のような機能があります。

相手に
警告メッセージ
「この通話は
録音されます！」

未登録番号
からの着信には
注意喚起の
アナウンス

怪しい電話は
AIが自動で
着信拒否

ナンバー
ディスプレイ機能
で怪しい電話
に出ない

不審な電話
があれば家族に
メールや電話で
お知らせ

離れて暮らす
家族も安心



裏面をご覧ください▶

お問合せ
お申込み先

新居浜市消費生活センター (新居浜市役所2階南側)

受付時間 平日 8:30~17:15

TEL 65-1253 FAX 65-1255

詳しくは新居浜市ホーム
ページをご覧ください。



申請から交付までのながれ

対象機器の購入・設置

①また②のどちらかをお選びください。また対象機種等が分からぬ場合は購入前に消費生活センターへお問合せください。

- ① (公財) 全国防犯協会連合会の推奨品を購入し、機器を設置する。

- ② NTT西日本に特殊詐欺対策サービスを申込み、初期工事を行い設置する。



補助金交付申請書を消費生活センターへ提出

申請に
必要な書類

1. 補助対象経費の領収書その他の支払を証する書類の写し
2. ①の場合▷設置した機器が確認できる保証書、取扱説明書の写し
②の場合▷特殊詐欺対策サービスの利用開始が確認できる書類の写し
3. 申請者名義の補助金振込先の通帳の写し
4. 世帯全員の住所、氏名及び生年月日が確認できる身分証明書の写し
→ 個人情報確認同意書に添付し、住民票及び納税証明書を発行します

約2週間後

消費生活センターから
設置確認のために
お電話します♪

市より補助金交付決定通知書が届く

約1か月後

市より補助金の振込



次のすべてに当てはまる人

対象者

- 新居浜市に住民登録があり、居住している
- 世帯全員が65歳以上（令和5年3月31日までに65歳になる人を含む）
- 市税を滞納していない

対象費用

①または②のどちらか1つです。

① (公財) 全国防犯協会連合会の推奨する新品の優良防犯電話推奨品の購入費用
※スマートフォン・携帯電話機を除く。

② NTT西日本が提供する特殊詐欺対策サービスを利用するための必要な初期工事に関する費用

補助金額

上限10,000円 ※補助対象経費の2分の1（消費税を含む。100円未満切り捨て）

申請期間

機器設置後3か月以内または令和5年3月31日のいずれか早い日まで

注意事項

- お支払い時にポイント等を利用された場合、ポイント等ご利用分は補助対象外となります。
- 先着順で受け付けています。予算額に達し次第終了となりますので、ご希望の方は早めに申請をお願いします。